

令和 6 年 2 月 2 6 日

東北運輸局自動車交通部

## 自家用有償旅客運送の対価の目安の設定について

「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」(平成 1 8 年 9 月 1 5 日付け国自旅第 1 4 4 号) 及び「自家用有償観光旅客等運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」(平成 2 9 年 1 2 月 7 日付け国自旅第 2 1 5 号の 3) の規定による運送の対価の目安「当該地域に適用されるタクシー運賃の約 8 割※」について、別紙のとおり公表します。

なお、対価については、いずれも目安であるため、地域公共交通会議等においては目安に拘束されるものではないことに留意願います。

また、対象地域において、一般乗用旅客自動車運送事業に係る運賃改定がなされた際は、運送の対価が変動する場合があります。

※道路運送法施行規則第 5 1 条の 1 5 の規定に基づき算出したものであり、当局において定めている一般乗用旅客自動車運送事業の自動認可運賃等の 8 割の金額とは一致しません。

(別紙)

運賃適用地域	距離制運賃を定める場合		時間制運賃を定める場合	
	初乗運賃	加算運賃	初乗運賃	加算運賃
青森県内全市町村	1 km 482 円	1 km 252 円	5 分 401 円	5 分 401 円
岩手県盛岡市 (ただし、平成 18 年 1 月 10 日に編入された旧岩手郡玉山村の区域を除く)、滝沢市、紫波郡矢巾町	1 km 472 円	1 km 264 円	5 分 406 円	5 分 406 円
岩手県盛岡市 (ただし、平成 18 年 1 月 10 日に編入された旧岩手郡玉山村の区域を除く)、滝沢市、紫波郡矢巾町を除く岩手県内全市町村	1 km 465 円	1 km 255 円	5 分 399 円	5 分 399 円
宮城県仙台市	1 km 399 円	1 km 254 円	5 分 420 円	5 分 420 円
宮城県仙台市を除く宮城県内全市町村	1 km 446 円	1 km 244 円	5 分 425 円	5 分 425 円
秋田県秋田市	1 km 478 円	1 km 370 円	5 分 542 円	5 分 542 円
秋田県秋田市を除く秋田県内全市町村	1 km 403 円	1 km 289 円	5 分 479 円	5 分 479 円
山形県山形市、上山市、天童市、東村山郡山辺町	1 km 406 円	1 km 293 円	5 分 484 円	5 分 484 円
山形県山形市、上山市、天童市、東村山郡山辺町を除く山形県内全市町村	1 km 416 円	1 km 289 円	5 分 492 円	5 分 492 円
福島県内全市町村	1 km 437 円	1 km 273 円	5 分 416 円	5 分 416 円